



有料サイトの不当請求は無視が一番!

「クリックただけで、いきなり料金を請求された」という相談が寄せられています。近ごろでは、ますます手口が巧妙化していますので、注意してください。



A 男さんからの相談

パソコンで、ネットサーフィンをしていて、アダルトサイトに入り、女性の画像をクリックした。「あなたは18歳以上ですか? 18歳以上のかたのみご利用ください」とあったので、「OK」をクリックしたとたん、「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤字が画面にでた。慌てて画面を閉じたが、有料だとわかっていればクリックしなかった。支払わなければならないのか?



B 男さんからの相談

携帯電話に入った広告メールを見て、無料だからということで、出会い系サイトにアクセスした。いきなり、「登録完了。3万6千円を2日以内に振り込め」という画面と自分のIPアドレスが表示された。無料だったのだからと数日放置していたら、「延滞料を含めて5万4千円払え。IPアドレスから自宅はわかっている。払わなければ自宅に取り立てにいく」という脅迫のメールが次々にきて、延滞金も日に日にふくらんだ。どうしたらよいか?

お答えします

契約は、当事者同士でどのような内容にするか合意があって、初めて成立します。いずれの相談も、有料サイトを利用するとの意思がないため、契約が成立したとは言えず、料金を支払う必要はありません。もし、利用したときに登録料についての表示があっても、まぎらわしくわかりにくいものであれば、錯誤による無効が主張できます。

A男さんは、最初のクリックで年齢認証や規約が表示されて、次のクリックで登録が完了する、いわゆるツークリック詐欺です。平成13年に施行された電子消費者契約法では、申込みの内容(利用内容、料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているからOKボタンをクリックした時点で契約は成立」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえ、支払いの義務は生じません。

B男さんも支払いの必要がないものです。IPアドレスが画面に表示されたとしても、業者はIPアドレスから自宅などの個人情報を特定することはできません。一度支払ってしまうと、その後も次々と請求されることがあります。脅迫めいた請求で恐怖を感じた時

は、最寄りの警察署に相談しましょう。

A男さんもB男さんも、業者に連絡をとることは禁物です。電話で「利用していない」と伝えたり、苦情の返信メールを送ることにより、業者から「反応のある人」と見られ、さらにメールや請求が来るようになりがちです。

また、電話で連絡をとることにより、住所や氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。無料だと思ってアクセスしたのであれば、業者の要求は無視することが一番です。

不当な請求には安易に応じず、困ったことがありましたら、県や町の消費生活相談にお問い合わせください。

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分~正午

午後1時~4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時~正午 午後1時~3時

産業振興課商工観光係 内線245・246



6月の消費生活相談

相談日等 6月4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)

午前10時~正午、午後1時~3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

消費生活セミナー

町では、消費生活に役立つ内容をテーマとして、セミナーを開催します。参加費用は無料ですので、気軽に参加してみませんか。

なお、当日は動きやすい服装でご参加ください。

テーマ 鈴木明枝の中国気功講座 医療気功について

日時 7月9日(月) 午前10時から

場所 はびすしらおか 会議室3・4・5

講師 日本中国医療保険促進協会 経路康復療法士 鈴木明枝氏
持ち物 筆記用具、敷物(バスタオルやヨガ用マット等床に敷けるもの)

問合せ 産業振興課 商工観光係 内線245・246